

大地コミュニティケア

(介護予防) 訪問看護サービス重要事項説明書

第1条 (企業理念)

株式会社大地コミュニティケアは、『住み慣れた地域で健やかに暮らし、独自のスタイルや希望を最大限に実現し、その人らしい生活が安心して送れるように在宅生活をサポートします』という企業理念のもと、お客様の居宅にサービス従業者を派遣し、主治医の治療方針や居宅サービス計画に沿って療養上の世話及び必要な診療の補助を行う。

第2条 (運営の方針)

1. お客様の意思を尊重し、一人一人のニーズにあったサービスの提案と情報の提供。
2. お客様が安心して在宅生活を送ることが出来るように、きめ細やかな配慮と迅速な対応を心がける。
3. 自信・自覚・責任ある、心のこもった看護の提供。
4. 医療と介護の橋渡しとなり地域社会の医療や福祉、介護の充実に貢献する。
5. 主体性・創造性を発揮しお客様の満足と共に社員の満足を目指す。

第3条 (事業者の概要)

1. 法 人 名：株式会社大地コミュニティケア
2. 法人所在地：福岡県糟屋郡篠栗町和田4丁目17番32号
3. 代表者氏名：山城 律子
4. 設 立：2011年4月
5. 事 業 内 容：居宅介護支援、訪問看護、鍼灸・整骨院

第4条 (営業日及び営業時間)

(1) サービス提供

- ① 営業日：365日
- ② 営業時間：24時間

注1) 電話等による24時間連絡体制を取り、緊急時の看護要請に対応するものとします(緊急時訪問看護)。但し、地域によっては、24時間のサービスを提供することができないこともありますので、予めご了承ください。

(2) サービス受付

- ① 営業日：月曜日～金曜日(土日祝祭日、12/30～1/3を除く)
- ② 営業時間：午前9時～午後17時半

注2) 電話等により、24時間連絡が可能な体制を取るものとします。

第5条（サービス提供事業所の概要）

サービス提供事業所の概要は、次のとおりです。

事業所名	株式会社大地コミュニティケア 訪問看護ステーション大地
所在地	〒811-2414 福岡県糟屋郡篠栗町和田4丁目17番32号
電話番号等	TEL 092-980-1247 FAX 092-948-1625
指定事業所番号	4060490192
サービス実施地域	粕屋郡全域・福岡市東区・福岡市博多区・古賀市・大野城市・太宰府市

第6条（当事業所の職員体制）

	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
管理者	保健師又看護師	1人	—	1人	兼務 山城 律子
サービス 従事者	看護師・保健師	4人	8人	12人	
	理学療法士・作業療法士ほか	1人	4人	5人	
事務職員	—	1人			兼務

第7条（サービス利用料金）

1. 介護（予防）保険が適用される場合

(1) サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となり、以下の表1又は表2の金額に表3の金額を加算した金額となります。また、利用者負担額は、下記利用者負担額の各利用者様の介護保険負担額割合証に記載された負担割合に準じた額とします。

◎介護保険の場合

（表1）看護師等（保健師・看護師）がサービスを行った場合

	介護保険			
	サービス利用料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

(表 2) 理学療法士等（理学療法士・作業療法士、言語聴覚士）がサービスを行った場合

	介 護 保 険			
	サービス利用料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
一回あたり 20 分	2, 940 円	294 円	588 円	882 円
一回あたり 40 分 ※週 3 回まで	5, 880 円	588 円	1, 176 円	1, 764 円

※一回あたり 294 単位（20 分間）週 6 回を限度でご利用できます。

◎介護予防の場合

(表 1) 看護師等がサービスを行った場合

	介 護 予 防			
	サービス利用料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
20 分未満	3, 030 円	303 円	606 円	909 円
30 分未満	4, 510 円	451 円	902 円	1, 353 円
30 分以上 1 時間未満	7, 940 円	794 円	1, 586 円	2, 382 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	10, 900 円	1, 090 円	2, 180 円	3, 270 円

(表 2) 理学療法士等がサービスを行った場合

	介 護 予 防			
	サービス利用料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
一回あたり 20 分	2, 840 円	284 円	568 円	852 円
一回あたり 40 分 ※週 3 回まで	5, 680 円	568 円	1, 136 円	1, 704 円

※一回あたり 284 単位（20 分間）週 6 回を限度でご利用できます。

※12 ヶ月を超えますと 1 回あたり 20 分 —5 円減算となります。

(表 3) 前項、介護（予防）保険(表 1)(表 2)のサービス利用料金に以下の料金が加算される場合がございます。

	介 護 保 険・介 護 予 防			
	サービス利用料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6, 000 円	600 円	1, 200 円	1, 800 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	5, 740 円	574 円	1, 148 円	1, 722 円
特別管理加算（Ⅰ）	5, 000 円	500 円	1, 000 円	1, 500 円
特別管理加算（Ⅱ）	2, 500 円	250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	3, 000 円	300 円	600 円	900 円
ターミナルケア加算	25, 000 円	2, 500 円	5, 000 円	7, 500 円
退院時共同指導加算	6, 000 円	600 円	1, 200 円	1, 800 円

初回加算（Ⅰ）	3, 500 円	350 円	700 円	1, 050 円
初回加算（Ⅱ）	3, 000 円	300 円	600 円	900 円
複数名訪問加算Ⅰ 30分未満	2, 540 円	254 円	508 円	762 円
複数名訪問加算Ⅰ 30分以上	4, 020 円	402 円	804 円	1, 206 円
複数名訪問加算Ⅱ 30分未満	2, 010 円	201 円	402 円	603 円
複数名訪問加算Ⅱ 30分以上	3, 170 円	317 円	634 円	951 円
口腔連携強化加算	500 円	50 円	100 円	150 円

注 1) 20 分未満のサービスはお客様からの連絡に応じて、訪問看護を 24 時間行える体制にあること、また、ケアプラン又は訪問看護計画書に、週 1 回以上、20 分以上の看護師等による訪問看護の計画があれば算定されます。

注 2) 通常時間帯（午前 8 時～午後 18 時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、1 回のサービスにつき、次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。

◎早朝(午前 6 時～午前 8 時) : 25% ◎夜間(午後 6 時～午後 10 時) : 25%

◎深夜(午後 10 時から午前 6 時) : 50%

注 3) サービス利用料金は、本条第 7 条に定めるとおり、介護保険法令に定める地域区分ごとに 1 単位の単価が異なることから、地域によって異なる場合がございます。

なお当事業所の適応地域は「その他（0%）」で 1 単位当たりの単価は 10 円となります。

注 4) 過疎地域、中山間地域等に居住するお客様の加算について

当事業所が、厚生労働大臣が定める地域に居住するお客様に、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合には、(表 1)、(表 2)のサービス利用料金合計に 5%の割増料金を加算するものとします。

※本加算については、支給限度額の対象としないものとします。

(1) 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）はお客様、またはご家族様からの電話等により、看護に関する意見を求められた場合に 24 時間対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われている場合にお客様の同意を頂いた上で、(表 3)の料金が加算されます。

(2) 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）はお客様、またはご家族様からの電話等により、看護に関する意見を求められた場合に 24 時間対応できる体制にあり、お客様の同意を頂いた上で(表 3)の料金が加算されます。

(3) 特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）は別表 A に該当する状態にあるお客様に対し計画的な管理を行った場合において（表 3）の料金が加算されます。

(4) 長時間訪問看護加算とは、特別管理加算の対象のお客様に対し、1 回の訪問時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に(表 3)の料金が加算されます。

(5) ターミナルケア加算は、当事業所がお客様又はそのご家族様に対して、24 時間連絡体制を取り且つ、必要に応じてサービスの提供を行う場合に、(表 3)の料金が加算されます。

- ① 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について説明、同意を得てターミナルケアを実施している場合。
 - ② 当事業所がお客様に対して、お客様のお亡くなりになられる前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合。
 - ③ 「人生最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、お客様と話し合いを行い、お客様の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応した場合。
 - ④ ターミナルケアの実施時、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めた場合。
※本加算については支給限度額の対象としないものとします。
- (6) 退院時共同指導加算は、医療機関または介護老人保健施設に入院中もしくは入所中のお客様に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合、退院退所後の 1 回に限り、初回の訪問看護の際に (表 3) の料金が算定されます。
※特別管理加算対象 (別紙 A) に該当するお客様は、2 回まで算定する場合があります。
- (7) 初回加算 (I) とは、新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して、退院した日に初回の訪問看護を提供した月に (表 3) の料金が加算されます。
※退院時共同指導加算が算定された場合は算定されません。
- (8) 初回加算 (II) とは、新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して、退院した翌日以降に初回の訪問看護を提供した月に (表 3) の料金が加算されます。
※退院時共同指導加算が算定された場合は算定されません。
- (9) 複数名訪問加算 I は、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、お客様の家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に、(表 3) の料金が加算されます。
- ① お客様の身体的理由により 1 人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合。
 - ② 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められた場合。
 - ③ その他お客様の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合。
- (10) 複数名訪問加算 II は、同時に看護師等と看護補助者により、訪問看護を行った際に (表 3) の料金が加算されます。算定要件は (9) と変わりありません。
- (11) 口腔連携強化加算とは、お客様の口腔の状態を定期的に確認し、必要に応じて歯科医師や医療機関への連携を行った際に (表 3) の料金が加算されます。
- (12) 公的介護保険が適用される場合において、給付限度額を超えた分のサービス利用料金につきましては、全額お客様にご負担頂きます。
- (13) 給付制限を受けた場合、居宅サービス計画を作成していない場合その他償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額をお客様にご負担頂きます。なお、お客様は、事業所が発行する領収書及びサービス提供証明書を保険者(市区町村)の窓口に掲示し、市区町村に承認された場合には、利用者負担額を除いた金額が払い戻されます。

2. 医療保険が適用されるお客様

(1) 介護保険適応以外のお客様及び、介護（予防）保険適応のお客様が末期がんや難病患者等である場合（別紙B）又は急性増悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われます。

入院中及び入所中であり、退院及び退所を予定している場合や、在宅生活において、訪問看護の利用が必要となった場合、介護（予防）保険適応以外のお客様への訪問看護は診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金をお客様にご負担して頂きます。

お客様のご負担額は、表中のサービス利用料金からお客様の医療保険給付額を差し引いた金額となります。

(表 4)

		サービス利用料金	
訪問看護基本療費 (I)	週 3 日まで	5,550 円	
	週 4 日以降	6,550 円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	5,550 円	
訪問看護基本療養費 (II)		同一日に 2 人	同一日に 3 人以上
	週 3 回まで	5,550 円	2,780 円
	週 4 日目以降	6,550 円	3,280 円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	5,550 円	2,780 円
訪問看護基本療養費 (III)		※注 1 8,500 円	
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,670 円	
	初日以降	3,000 円	
難病等複数回訪問看護加算(1日2回)		同一建物内に 2 人	同一建物内 3 人以上
		4,500 円	4,000 円
難病等複数回訪問加算(1日3回以上)		同一建物内に 2 人	同一建物内 3 人以上
		8,000 円	7,200 円
24 時間対応体制加算		6,800 円	
緊急訪問看護加算		2,650 円 (月 14 日目まで)	
		2,000 円 (月 15 日目以降)	
ターミナルケア療養費 1		25,000 円	
特別管理加算(I)		5,000 円	
特別管理加算(II)		2,500 円	
早朝・深夜加算 (6~8 時・18~22 時 1 回あたり)		2,100 円	
深夜換算 (22~6 時 1 回あたり)		4,200 円	
情報提供療養費		1,500 円	
退院時共同指導加算		8,000 円	

訪問看護療養費 特別指導加算 ※注 2	2,000 円		
退院支援指導加算	6,000 円		
長時間退院支援指導加算	8,400 円		
長時間訪問看護加算(週 1 回) ※注 3	5,200 円		
在宅患者連携指導加算	3,000 円		
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円		
複数名訪問看護加算(週 1 回)		同一建物内に 2 人	同一建物内 3 人以上
	訪問看護師、理学療法士等	4,500 円	4,000 円
	看護補助者 (1 日に 1 回)	3,000 円	2,700 円
	看護補助者 (1 日に 2 回)	6,000 円	5,400 円
	看護補助者 (1 日に 3 回)	10,000 円	9,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円		

- (2) 訪問看護基本療養費(I. II)の算定は通常の医療訪問看護は週 3 回を限度とします。
週 4 日以降の訪問看護が必要と主治医が評価した場合、特別訪問看護指示書(急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要であることを記載した訪問看護指示書)の交付を受け、月 14 日までを限度とします。
※(別表 A・B)対象である医療保険対象のお客様の場合は週 4 日以上訪問看護が可能です。
- (3) 訪問看護療養費(II)は、同一建物に住居する複数のお客様に同 1 日訪問看護を行なった場合に算定されます。
- (4) 訪問看護療養費(III)は、診療に基づき試験外泊の訪問が必要であると認められた(別表 A・B)に該当するお客様で入院中に在宅療養に備えて、一時的に外泊をした場合に 1 回算定されます。また、(別表 B)のお客様については 2 回まで算定可能となります。
※注 1 その回に限り、訪問看護療養費は算定されません。
- (5) 訪問看護管理療養費は、お客様への安全管理の基本方針の確立及び、事故発生時の対応再発防止のための管理体制を整備している事業所である為、訪問毎に算定されます。
- (6) 難病等複数回訪問加算は厚生労働大臣が定める(別表 B)の疾病のお客様や特別訪問看護指示期間中のお客様で複数回訪問を行った場合に回数に応じて算定の対象とするものです。
- (7) 24 時間対応体制加算は、当事業所がお客様又はそのご家族から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制を取っている場合、若しくは 24 時間対応体制における看護業務負担の軽減における取り組み体制を取っている場合、1 月につき(表 4)の料金が加算されます。
- (8) 緊急訪問看護加算は、お客様又はご家族の求めに応じて主治医が診療所または在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院の指示により、当事業所が、緊急にサービスを提供した場合に、1 日につき(表 4)の料金が加算されます。
- (9) ターミナルケア療養費は、当事業所がお客様に対して、医師と連携しその指示を受け、お

お客様がお亡くなりになった日及びお亡くなりになる前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を行った場合に算定されます。訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制や、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、お客様及びそのご家族と話し合い本人の意思決定を基本に、説明した上でターミナルケアを行った場合に算定されます。なお、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外でお亡くなりになられた場合でも加算の対象となります。

(10) 特別管理加算 (I) は、(別表 A) に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1 月につき (表 4) の料金が加算されます。

(11) 特別管理加算 (II) は、(別表 A) に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1 月につき (表 4) の料金が加算されます。

(12) 早朝・夜間・深夜加算

下記の時間帯に訪問した場合は、(表 4) の加算が算定されます。

◎早朝 (午前 6 時～午前 8 時) ◎夜間 (午後 6 時～午後 10 時)

◎深夜 (午後 10 時～午前 6 時)

(13) 情報提供療養費は、お客様に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、お客様の居住地を管轄する市町村、入院又は入所された保健医療機関等に対して、お客様への提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、お客様の同意を頂いた上で(表 4)の料金が加算されます。

(14) 退院時共同指導加算は、保険医療機関や介護老人保健施設の退院又は退所時に、お客様又はそのご家族様に対して、当事業所の看護師等が入院又は入所施設の治療等とともに、居宅での療養に関する指導を行った場合に算定されます。但し、末期の悪性腫瘍のお客様等については、退院前に十分な指導を行う必要があることから、2 回まで算定することがあります。

※注 2 (別表 A) にあげられる、特別な管理が必要なお客様に対して退院時共同指導を行った場合に 1 回限り算定されます。

(15) 退院支援指導加算は (別表 A・B) のお客様又は診療により訪問が必要と認められたお客様に対して、当事業所の看護師等が、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に算定されます。

※退院時の翌日以降初日に加算、初回訪問が行われる前に死亡又は、再入院した場合は死亡日又は再入院日に加算されます。

(16) 長時間退院支援指導は (15) の条件に加え、1 回の時間が 90 分を超えた場合、又は、複数回の訪問の時間の合計が 90 分を超えた場合に算定されます。

(17) 長時間訪問看護加算は、長時間の訪問を要するお客様に対して、1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合は、週 1 回に限り算定されます。

※3 長時間の訪問を要するお客様とは、

①人工呼吸器を使用している状態にあるお客様

- ②15歳未満の超重症児・準重症児のお客様※週3回まで(表4)の料金が加算されます。
 - ③特別訪問看護指示書期間中のお客様
 - ④特別な管理を必要とされるお客様(別表B)
- (18) 在宅患者連携指導加算とは、訪問看護師等がお客様の同意を得て、訪問診療及び訪問歯科診療を実施している保険医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と、月2回以上文章等で情報共有を行い、共有情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- (19) 在宅患者緊急時カンファレンス加算は、お客様の状態急変や診療方針の変更等に伴い保険医療機関の開催するカンファレンスに看護師が参加をして、共同でお客様やご家族に対して指導を行った場合に月に2回まで加算されます。
- (20) 複数名訪問看護加算は、看護師一人で行うのが困難なお客様へ同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、お客様の家族の同意を得て、次のいずれかに該当する場合に、(表4)の料金が週1回に限り加算されます。
- ①(別表A・B)に対するお客様
 - ②特別訪問看護指示期間中のお客様
 - ③暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められるお客様
- (21) 訪問看護医療DX情報活用加算は、看護師等が健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認によりお客様の診療情報などを取得した上で、訪問の計画的な管理を行った場合に、(表4)の料金が加算されます。
3. サービスにつき、公的介護保険又は医療保険が適用される場合には、消費税はかかりません。これに対し、公的介護保険及び医療保険が適用されない場合には、サービス利用料金金額がお客様負担となり、別途消費税がかかる場合がございます。
4. 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係令又は医療費(診療報酬)の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は、法令改定後速やかにお客様に対し、改定後の金額を通知し、通知したことをもって同意を得たものとします。

第8条(交通費その他の費用)

1. 従事者がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、第5条に記載するサービス実施地域内にお住まいのお客様につきまして、無料となります。
2. 第5条に記載するサービス実施地域外にお住まいのお客様につきましては、事業者に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、第5条に記載するサービス実施地域を超えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費[10円/km](消費税込)、有料道路代、通行料となります。
3. お客様が末期の悪性腫瘍や急性増悪等によりお亡くなりになられた際は、当事業所での死後の処置を希望される場合は、以下の料金を別途ご負担いただきます。

死後の処置料	12,000 円
--------	----------

第9条 (キャンセル)

1. お客様がサービスの利用の中止をする際には、速やかにサービス提供事業所まで連絡しなければならないものとしします。
2. お客様のご都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の前日までに連絡しなければならないものとしします。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合又は訪問後のキャンセルにつきましては、お客様に次のキャンセル料金をお支払頂きます。但し、お客様の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は頂きません。

連絡時期	キャンセル料金
本サービス実施予定時間の前日まで	無料
本サービス実施予定時間までに連絡がない場合	サービス利用料金の1割

3. キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

第10条 (お支払方法)

1. 事業者は、利用実績に基づいて1ヶ月ごとにサービス利用料金を請求し、お客様は原則として事業者の指定する期日までにお支払い頂くものとしします。1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額としします。
2. 利用料金は、銀行等からの引落とさせていただきます。また、都合により現金でのお支払いも可能です。銀行等からのお振込みの際の手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

第11条 (管理者)

1. 管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者としします。事業所の管理に支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設の職務に従事することができるものとしします。
2. 管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが提供されるよう、当事業所の従業者の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行うものとしします。
3. 管理者は、法令等に規定されている訪問看護事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとしします。

第12条 (サービス従事者)

サービス従事者は、事業者がサービスを提供するために使用する保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の資格を有する者としします。

第 13 条（従業員証明書）

サービス従業者は、常に従業員証明書を携行し、お客様又はその家族から求められた時はいつでも提示するものとします。

第 14 条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書）

1. サービス従事者は、お客様のご希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画がされている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書を作成するものとします。
2. サービス従事者は、訪問看護計画書の作成にあたって、その内容についてお客様又はそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書は、これをお客様に交付するものとします。
3. サービス従事者は、サービスの提供を訪問看護計画書に沿って計画的に行うものとします。
4. サービス従事者は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとします。
5. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービスの提供にあたって、主治医と密接な連携を図るものとします。
6. 事業者は、お客様の要望等により訪問看護計画の変更又は中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師又は居宅介護支援事業者の助言及び指導等に基づいて、訪問看護計画を変更又は中止するものとします。

第 15 条（サービス内容）

1. 事業所は、下記サービス内容の中から、訪問看護計画に基づき、指定された時間帯に、サービスを提供するものとします。
 - ①病状、障害の観察
 - ②医療的配慮の必要なお客様の清拭、洗髪等による清潔の保持
 - ③医療的配慮の必要なお客様の食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④褥瘡の予防、処置
 - ⑤リハビリテーション
 - ⑥ターミナルケア
 - ⑦認知症のお客様の看護
 - ⑧療養生活や介護方法の指導
 - ⑨カテーテル等の管理
 - ⑩その他医師の指示による医療処置

第 16 条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に配慮します。
2. 事業者は、サービス従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めます。
3. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めます。
4. 事業者は、お客様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにお客様又はそのご家族様等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、5 年間これを保存し、お客様又はその連帯保証人の請求に応じてこれを開示いたします。

第 17 条（緊急時及び事故発生時の対応）

事業者は、サービス提供中又はサービスの提供により、お客様の容態に急変が生じ又は事故が発生した場合その他必要な場合には、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め、市区町村、お客様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡する等必要な措置を講じるものとします。

第 18 条（その他留意事項）

1. お客様及びその家族は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
2. 訪問看護サービスのご利用にあたっては、主治医からの訪問看護指示書の交付が必要となります。主治医への指示書料につきましては、該当保険でのご請求でお客様負担となります。
3. サービス従事者は、主治の医師の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとします。
4. お客様の担当となるサービス従事者の選任及び変更は、お客様に適正かつ円滑にサービスを提供するため、事業者が行うものとし、お客様がサービス従事者を指名することはできませんので、予めご了承ください。
5. お客様が、担当のサービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、事業所までお申し出ください。但し、業務上不適当と判断される事由が無いと判断される場合には、サービス従事者の変更を致しかねる場合があります。
6. 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので、予めご了承ください。
7. サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので、予めご了承ください
 - ② 現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。

- ③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させていただきます。
- ④ お客様及びそのご家族様は、お客様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可するものとします。
- ⑤ お客様、その家族及びその付添人は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き事業者の使用する自動車に乗車することはできません。
- ⑥ お客様及びお客様のご家族様等からの従業員に対する暴言・暴行・ハラスメントは固くお断りします。従業員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合がございます。

第 19 条（衛生管理等について）

- 1. 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2. 事業者の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のような措置を講じます。
 - ①事業所における、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症予防及びまん延拍子の為の指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

第 20 条（業務継続計画書の策定等について）

- 1. 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、該当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2. 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3. 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第 21 条（サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口）

サービスに関する相談、苦情及び要望等については、下記の窓口にて対応します。
苦情等については、真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

苦情等解決責任者	当事業所の管理者 山城 律子		
所在地	粕屋郡篠栗町和田4丁目17番32号		
受付時間	午前9時～午後17時半(休業日を除く)		
電話番号	FAX番号	092-980-1247	092-948-1625

注) 苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情等解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情等解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

市区町村 (保険者) 窓口	受付窓口			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
公的機関 窓口	受付窓口	福岡県介護保険広域連合 粕屋支部		
	所在地	糟屋郡久山町久原3168-1 粕屋医師会広域施設3階		
	電話番号	092-652-3111	FAX番号	092-652-3106
国保連窓口	受付窓口	福岡県国民健康保険団体連合会		
	所在地	福岡市博多区吉塚本町13-47		
	電話番号	092-642-7859	FAX番号	092-642-7857

第22条 (個人情報の使用等及び秘密の保持)

1. 事業者及びその従業者は、お客様及びそのご家族様の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供又は収集させて頂くとともに、お客様及びそのご家族は、予めこれに同意するものとします。なお、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。
- ① お客様にサービスを提供するために必要な場合。お客様にかかわる居宅サービス計画及び看護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ② サービス担当者会議その他、介護支援専門員と関係サービス事業所との情報共有及び連絡調整等のため必要な場合。
 - ③ お客様が医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要のある場合(予め担当のサービス従事者により連絡先を確認させて頂きます)。
 - ④ お客様の容態の変化に伴い、ご親族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑤ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑥ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
2. 事業者は、お客様及びそのご家族様の個人情報に関して、お客様から開示又は訂正の要求が

ある場合には、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとします。

3. 事業者及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

第 23 条（虐待の防止について）

1. 虐待防止に関する責任者を選出しています。

虐待防止に関する責任者	上入佐 久恵
-------------	--------
2. 事業者は、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会を設置し研修を行います。
3. 事業者は、お客様の人権の擁護及び虐待等の防止のために必要な措置を講じます。
4. 事業者は、サービスの提供にあたり、当該事業所従業者又は養護者（お客様の家族等お客様を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
5. 事業者は、お客様と契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用法や、関係機関の紹介などに努めるものとします。

第 24 条（身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き）

事業者は、サービスの提供に当たっては、お客様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。ただし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人様又はご家族様の同意を得て実施し、その態様及び時間、お客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

加算に関する同意の有無

お客様は、下記の加算に同意する場合には、[同意します]に丸印を、同意しない場合[同意しません]に丸印をご記入ください。

1. 介護保険適用の場合

- (1) 緊急時訪問看護加算算定に(同意します・同意しません)
- (2) 複数名訪問看護加算に下記の状態に該当するため(同意します・同意しません)

<複数名にて訪問看護提供する理由>

- お客様の身体的理由による、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められるお客様
- その他、お客様の状況等から判断し、①又は②に順ずると認められる場合

2. 医療保険適用の場合

- (1) お客様は、24時間対応体制加算に(同意します・同意しません)
- (2) お客様は、情報提供療養費の加算に(同意します・同意しません)
- (3) 複数名訪問看護加算に下記の状態に該当するため(同意します・同意しません)

<複数名にて訪問看護提供する理由>

- 別表A・Bに対するお客様
- 特別訪問看護指示中のお客様
- お客様の身体的理由による、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められるお客様
- その他、お客様の状況等から判断し、①又は②に順ずると認められる場合

3. 個人情報使用等について

個人情報の使用について説明を受け(同意します・同意しません)

4. 理学療法士等の看護業務の位置づけについて

理学療法士等はおお客様の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護師等と共有するとともに、訪問看護計画書、報告書を看護師等と連携し、作成する。サービス利用開始時やおお客様の状態の変化等に合わせた定期的な看護師等による訪問により、状態について評価を行う。看護業務の一環としてのリハビリを中心とした訪問となることに(同意します・同意しません)

別表

(表A) 厚生労働大臣が定める状態

特別管理加算（Ⅰ）	重症度の高いお客様	
在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にあるお客様		
特別管理加算（Ⅱ）	下記の状態にあるお客様	
在宅自己腹膜灌流指導管理	在宅血液透析指導管理	在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理	在宅成分栄養経管栄養療法指導管理	在宅自己導尿指導管理
		在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	在宅自己疼痛管理指導管理	在宅肺高血圧症患者指導管理
在宅点滴注射管理指導料算定者(点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態)	人口肛門又は人口膀胱の状態	真皮をこえる褥瘡のある場合：NPUAP分類Ⅲ類度又はⅣ度・デザインD3.4またはD5

(表B) 厚生労働大臣が定める疾病等

①末期の悪性腫瘍	②多発性硬化症	③重症筋無力症
④スモン	⑤筋委縮性側索硬化症	⑥脊髄小脳変性症
⑦ハンチントン病	⑧進行性筋ジストロフィー症	⑨パーキンソン病関連疾患※1
⑩多系統委縮症 ※2	⑪プリオン病	⑫亜急性硬化症全脳炎
⑬ライソゾーム病	⑭副蛋白質ジストロフィー	⑮脊髄性筋委縮症
⑯球髄性筋委縮症	⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎	⑱後天性免疫不全症候群
⑲頸髄損傷	⑳人工呼吸器を使用している状態	

※1 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン症（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）

※2 線条黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群

※表Bに該当する介護保険（介護予防を含む）お客様は、訪問看護費は医療保険給付対象です

苦情相談窓口 一覧

保険者	市区役所・町役場・保健福祉センター	TEL	FAX
	郵便番号・住所		
大野城市	大野城市役所 すこやか福祉部 介護支援課	092-580-1916	092-573-8083
	816-8510 大野城市曙町 2-2-1		
太宰府市	太宰府市役所 介護保険課	090-921-2121	092-925-0294
	818-0198 太宰府市観世音寺 1-1-1		
古賀市	古賀市保健福祉センター健康介護課介護保険係	092-942-1144	092-942-1154
	811-3192 古賀市庄 205 サンコスモ古賀		
粕屋町	粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課	092-938-0229	092-938-9522
	811-2392 粕屋郡粕屋町駕与丁 1-1-1		
広域連合 粕屋支部	宇美町役場 健康課 介護・高齢者支援係	092-934-2243	092-933-7512
	811-2192 粕屋郡宇美町宇美 5-1-1		
	須恵町役場 福祉課 高齢者福祉係	092-932-1151	092-933-6626
	811-2193 粕屋郡須恵町須恵 771		
	志免町役場 福祉課 高齢者サービス係	092-935-1039	092-935-2456
	811-2292 粕屋郡志免町志免中央 1-1-1		
	篠栗町役場 福祉課 高齢者支援係	092-947-1347	092-947-7977
	811-2492 粕屋郡篠栗町中央 1-1-1		
	久山町役場 福祉課	092-976-1111	092-976-2463
	811-2592 粕屋郡久山町久原 3632		
新宮町役場福祉センター 健康福祉課	092-710-8286	092-710-8287	
811-0119 粕屋郡新宮町緑ヶ浜 4-3-1			
公的機関 窓口	福岡県介護保険広域連合粕屋支部	092-652-3111	092-652-3106
	811-2501 粕屋郡久山町久原 3168-1 粕屋医師会広域施設 3階		
	福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1078	092-441-1455
	812-8512 福岡市博多区博多駅前 2-8-1		
	福岡市東区保健福祉センター	092-645-1071	092-631-2191
812-8653 福岡市東区箱崎 2-54-1			

事業者は、お客様及びそのご家族様に対し、本重要事項説明書により重要事項、第20条に定める個人情報の使用等について説明し、お客様及びそのご家族はサービスの提供開始、重要事項及び個人情報の使用等、加算について同意しました。

説 明 日 令 和 年 月 日

<お 客 様> 住 所

氏 名 印

<代 理 人> 住 所

氏 名 印

(お客様との続柄

<署名代行人> 住 所

氏 名 印

(お客様との続柄

<立 会 人> 住 所

氏 名 印

(お客様との続柄

<ご 家 族> 住 所

氏 名 印

(お客様との続柄

<事 業 者>

サービス提供事業所

住 所 福岡県糟屋郡篠栗町和田4丁目17番32号

名 称 株式会社大地コミュニティケア

訪問看護ステーション大地

説明者 山城 律子